

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

① 現状分析

市民アンケート調査より、中心市街地へのアクセスは自家用車が大半を占めているが、高齢化の進展等に伴い、世帯あたりの乗用車保有台数は減少傾向にある。

中心市街地の魅力を高め、活性化するために必要な取組として、市民アンケートではバス鉄道を利用した利便性の向上が一定の割合を占めている。今後、大学等の中心市街地への移転が計画されていることから、自動車に依らない中心市街地へのアクセスに対するニーズが高まることが見込まれる。

一方、中心市街地の駐車場は小規模区画の駐車場が増加し、駐車場の散在や土地利用の細分化が進む懸念があることから、その抑制を図ることも求められる。

② 公共交通機関の利便性の増進の必要性

中心市街地の賑わいを増加させるためには、公共交通機関や自転車の利便性向上を図り、自動車以外での来街者を増やす必要がある。今後、高齢化や大学等の移転により、公共交通機関や自転車による中心市街地へのアクセスのニーズが高まることが見込まれることから、その利便性を向上し、利用促進を図ることが必要である。

また、渋滞解消のための道路基盤の整備及び駐車場対策を併せて行うことで、中心市街地内への自動車の流入を抑制し、回遊性を高めることも求められる。人流や土地利用などの現況を把握した上で取り組むことが、その効果を高める上でも必要である。

〔2〕具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】8-1【事業名】鉄道駅バリアフリー化設備整備費助成事業/（3）

【事業実施時期】	令和6～8年度
【実施主体】	浜松市（交通政策課）
【事業内容】	交通事業者の実施する鉄道駅のバリアフリー化設備整備事業に要する経費の一

	部を、国と地方公共団体が協調して補助することにより、誰もが利用しやすい鉄道駅を実現し、利用者の利便性、安全性の向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	公共施設利用者数		
【活性化に資する理由】	都心生活空間の創出による暮らしやすいまちを実現し、中心市街地の居住人口の確保に資する。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業費補助金		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	国土交通省

【事業番号】8-2【事業名】鉄道施設耐震対策助成事業/（3）

【事業実施時期】	令和 6～10 年度		
【実施主体】	浜松市（交通政策課）		
【事業内容】	交通事業者が実施する鉄道耐震化整備事業に対して、補助金を執行することにより、今後発生が予想されている大規模地震による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を行うことにより、列車の安全運行並びに鉄道利用者の安全確保を図る取組みを推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	公共施設利用者数		
【活性化に資する理由】	都心生活空間の創出による暮らしやすいまちを実現し、中心市街地の居住人口の確保に資する。		
【支援措置名】	鉄道施設総合安全対策事業費補助金		
【支援措置実施時期】	令和 6～10 年度	【支援主体】	国土交通省

（4）国の支援がないその他の事業

【事業番号】8-3【事業名】道路放置自転車等防止事業/（4）

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 12 年度（過年度より継続して実施）
【実施主体】	浜松市（道路保全課）
【事業内容】	道路への放置自転車は、車いすやベビーカーを含む歩行者の通行を阻害するとともに、景観の悪化による中心市街地の魅力の低下、発災時の来街者の避難、救命活動の妨げとなるため、放置自転車等によって生じる問題点や駐車マナーを SNS 等により広く啓発するとともに、巡回により路上へ自転車を放置しようとしている自転車利用者に対し移動の命令を行い、移動しない場合は放置自転車等の撤去を行うことで居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成を図る事業。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上

【目標指標】	低未利用地面積、（参考指標）まちなか滞在時間		
【活性化に資する理由】	巡回により路上へ自転車を放置しようとしている自転車利用者に対し移動の命令を行い、移動しない場合は放置自転車等の撤去を行うことは、暮らしやすい都心生活空間の創出や安心・安全な生活空間の形成に繋がり、多世代の市民が暮らしやすいまちに資するとともに、中心市街地の滞在時間の増加に資する。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-

事業箇所・エリアが特定されない事業

市街地の整備改善
⑦⑧⑨⑪⑫

まちながが居住の推進
⑬

経済活力の向上
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進
㉟㊱㊲